

学校感染症による出席停止の扱い

学校保健安全法に定められた伝染性疾病（学校感染症）の場合は、その期間を出席停止とし、医師による診断をもって登校が許可されるまで自宅療養して下さい。

（登校時には医師の登校許可証を提出して下さい。許可証の書式は下記のものでも各医療機関のものでもかまいません）。

第一種	細菌性赤痢、腸チフスなど	入院治癒するまで
第二種	インフルエンザ 麻疹 風しん（3日ばしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 咽頭結膜熱（プール熱） 水疱瘡（みずぼうそう） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 百日咳	発症後5日経過かつ解熱後2日 解熱後3日経過するまで 発疹が消失するまで 腫れの発症後5日かつ全身状態良好まで 主症状消退後2日経過するまで すべての発疹が痂皮化するまで 感染のおそれがないと認められるまで 感染のおそれがないと認められるまで 特有の咳が消失、または5日間の抗菌 性物質製剤治療が終了するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 など	医師により感染の恐れがないと 診断されるまで

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -----

登校許可証

甲南高等学校・中学校

中・高 _____年 _____組 _____番 生徒氏名 _____

病名 _____

上記の病症で、_____年_____月_____日より治療中でしたが、
感染の恐れがないものと認め、_____年_____月_____日より登校可能であると
判断します。

_____年_____月_____日

医療機関名 _____

医師氏名 _____ (印)